

岩手県告示第254号

生活相談員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

生活相談員設置規程の一部を改正する告示

生活相談員設置規程（昭和50年岩手県告示第976号の3）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) <p>第1条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、<u>広域振興局の経営企画部（県南広域振興局経営企画部に限る。）及び経営企画部地域振興センター（二戸地域振興センターを除く。）並びに</u>岩手県立県民生活センターに生活相談員を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 生活相談員は、その職務を行うに当たっては、<u>広域振興局経営企画部に勤務する者にあっては経営企画部長、広域振興局経営企画部地域振興センターに勤務する者にあっては地域振興センター所長、岩手県立県民生活センターに勤務する者にあっては岩手県立県民生活センター所長</u>の指揮監督を受けるものとする。</p>	(設置) <p>第1条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、<u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター及び岩手県立県民生活センターに</u>生活相談員を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 生活相談員は、その職務を行うに当たっては、<u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センターに勤務する者にあっては宮古地域振興センター所長、岩手県立県民生活センターに勤務する者にあっては岩手県立県民生活センター所長</u>の指揮監督を受けるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。